

神戸市立工業高等専門学校学生相談室規則

2023年4月1日

規則第125号

(目的)

第1条 神戸市立工業高等専門学校学生相談室（以下「相談室」という。）は、学生の福利厚生事業の一環として、学生の悩み、相談事項等を解決するための援助を行い、併せて教職員のカウンセリングマインドの養成を支援することを目的とする。

(構成及び職務)

第2条 相談室は、学生相談室長（以下「相談室長」という。）、相談員若干名で構成する。

2 相談室長は、学生の相談に当たるとともに、相談室の管理運営を掌理する。

3 相談員は、学生の相談及び相談室の運営に当たる。相談室長に事故があるとき、又は相談室長が欠けたときは、あらかじめ相談室長が指名した相談員（以下「指名相談員」という。）がこれを代理又は代行する。

(任命)

第3条 相談室長及び相談員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 相談室長及び相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第5条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 定期的に相談室を開き、学生の相談に当たること。

(2) 毎月数回外部から専門カウンセラーを招聘し、学生の相談及び教職員の学生指導に関する相談に当たらせること。

(3) カウンセリングマインドの養成を支援するため、教職員に対し、学外のカウンセリング研修に関する情報を提供し、及び学内において講演会、研修会等を開催すること。

2 相談室の開室日、受付方法、相談方法等は、相談室長が校長と協議のうえ、別に定める。

(守秘義務)

第6条 相談室長及び相談員は、学生相談に関する内容及び業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、相談室で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。